

獣医師の専門性の認定状況に関する報告

概要

- 獣医療広告については、飼育者等が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるように令和5年10月、獣医療広告制限の見直しを実施した。
- 見直しの中で、農林水産大臣の指定する者が認定した「獣医師の専門性」が広告可能となり、令和6年7月、農林水産大臣の指定する者として「公益社団法人日本獣医師会 認定・専門獣医師協議会」を指定した。
- 農林水産大臣の指定する者は年1回活動状況を報告することとなっており、令和8年6月、報告があったため今回獣医事審議会計画部会に報告する。

活動状況

- 1 認定・専門獣医師制度の整備に関する事業
 - ・各事業計画の確認及び了承
- 2 認定・専門獣医師の認定分野及び名称に関する事業
 - ・認定獣医師と専門獣医師の定義の検討
 - ・海外の専門医資格の検討
- 3 専門性認定団体の認定要件の評価及び専門性認定団体の認証に関する事業
 - ・3学協会3資格名を新規認証
- 4 認定・専門獣医師の認定・登録・管理に関する事業
 - ・登録システムの運営・管理
- 5 認定・専門獣医師の公表に関する事業
 - ・ウェブサイトの運営
- 6 その他前条の目的を達成するために必要な事業
 - ・リーフレットの作成

以上